

本会議当日はアドリブ発言があるため、読み原稿と異なる部分があります。ご容赦ください。

◆ノーマライゼーションを推進するための市の取組みを問う

無所属の中西智子です。

「ノーマライゼーションを推進するための市の取組みを問う」というテーマで3項目にわたり一般質問いたします。昨日の一般質問においても同じ趣旨のテーマが取り上げられており、重なる部分もありますが、私なりの観点から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ノーマライゼーションとは、「障害者や社会的マイノリティを含めた人たちに一般市民と同じ普通の生活や権利が保障されるよう、環境を整備すること」であるといわれています。言い換えると障害者や社会的マイノリティを取り巻く環境が、全く逆の普通ではない状況になっているということです。「障害者が不幸になるのは心身に障害があるから」という考えから、「心身の障害そのものが不幸の原因ではなく、健常者が障害者を排除する行為が障害者を不幸にしている」という考えとなり、それが基になっています。箕面市では、同様の意味をこめて、以前から障害者の「害」の文字をかなではなく漢字で表記されていますし、この障害者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることから「社会的障壁」という社会との関係性によって捉えた理念は「改正障害者基本法」においても明確にされています。この大前提にもとづいて、

1項目目として、2004年の人権施策審議会提言を受けた市の具体策について質問します。

2003年の桜井地区における精神障害者地域生活支援センター移転反対問題を受けて、箕面市人権施策審議会で議論され、「パオみのお移転反対問題に対する対応策について」、サブタイトル「精神障害のある市民が地域で当たり前暮らせるみのおをめざして」という詳細な提言がまとめられています。(以下「提

言」と述べます) この「提言」に沿って、およそ15年間のあいだ、市がどのように取り組んでこられたのか、質問いたします。

この「提言」以降に、法的整備も行われてきました。この法的流れについては昨日の一般質問のご答弁で詳細に説明された通りです。法律が後押しとなって、基礎自治体としてもさまざまな施策がより進めやすくなったはずです。

1点目に、市は15年経った今でも、市民感情として精神障害者に対する不安感、無理解、偏見等が払拭できていないことが顕在化した現状をどのようにとらえているのでしょうか。またこれまでの取り組みを通して、何が不足していたと考えておられますか。

また「提言」の中にある「市として取りうる方策についての研究」について、その取り組み状況と成果についてお聞かせください。

1) -①

<答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、「精神障害者に対する偏見等と、偏見等に対する市として取組と成果」についてですが、本市では、「すべての市民の人権を尊重する街みのおを育てること」を明らかにした箕面市人権宣言を採択するとともに、従来から障害のある方もない方も平等に尊重され、地域社会の構成員として共に暮らせるまちの実現に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、平成15年の精神障害者地域生活支援センター移転反対問題に続き、今般、障害者のグループホーム設置に反対する事案が生じたことは、これまでの取組が残念ながら市民一人ひとりまで十分に浸透しておらず、未だ障害者に対する差別や偏見の解消には至っていないと認識しています。

次に、「市として取りうる方策についての研究」についてですが、市では、箕面市人権のまち推進基本方針に基づき平成22年から、差別につながる恐れのある問い合わせ等についてのマニュアルを作成し、庁内周知のうえ対応しています。また、平成28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、「職員対応要領」及び「相

談対応マニュアル」を庁内で作成し、市民等から相談があった場合には、その都度関係室が連携しながら解決を図ってきたところです。

以上でございます。

ただいまのご答弁には、市の取り組みのなかで何が不足しているかについては、ご答弁いただけませんでした。また、「提言」のなかで「施設地域間摩擦」に対して、(当時は)法制度上、的確に対処できる状況にはないが、国に整備を働きかけるとともに、「市として取りうる方策について研究する必要がある」と示されています。現在は法的にも障害者基本法(2011)や障害者差別解消法(2016)が制定されています。問い合わせに対応するマニュアルづくりも大切であり、各部署においてさまざまな研鑽を積み重ねられていることと思いますが、施設地域間摩擦への対応については、研究されなかったのでしょうか。他市の例、先進国での取り組み等、色々あると思います。ということで、

2点めに、「対応基本指針」「施設地域間摩擦対応基本方針」の策定と活用についてはどのようになっているのか、お答えください。

また「市としての見解、公表」はどのように行われたのでしょうか。当時の見解・公表はどのようなものでしたか？また、それは市のホームページ等に残されているのでしょうか。庁内でどのように継承されているのでしょうか？

1) -②

<答弁>

「対応基本方針・施設地域間摩擦対応基本方針」について、ご答弁いたします。本市では、当該提言に「問題解決のための基本姿勢」として掲げられている(1)「施設地域間摩擦は起きること」を出発点として、(2)摩擦を避けず「堂々と精神障害者地域生活支援施設を設置する」、(3)「市民と地域社会を信頼する」ことを根底に据えて人は理解し合える、(4)誤解や偏見には毅然とした対応をとる、(5)以上のことを進めていける力を培うことを「基本方針」として取り組んでいます。

次に、「市としての見解、公表」についてですが、当時、人権施策審議会において取りまとめられた当該提言の内容を市として重く受け止め、市の見解として公表し、現在も市ホームページに掲載しています。

以上でございます。

1) ②【再】

再度確認させていただきます。

(箕面市人権施策審議会の)「提言」には、「行政が取り組むべく課題」として「対応基本方針」「施設地域間摩擦対応基本方針」を確立することが掲げられています。これらの基本方針は策定されたのでしょうか。明確なご答弁をお願いします。

また「提言」を市の見解として公表し、とあるのですが、「市の見解である」ことをホームページ上で明確にされているのでしょうか。

1) -②【再質問】

<答弁>

「対応基本方針・施設地域間摩擦対応基本方針」について、ご答弁いたします。当該提言では「対応基本方針を確立する」よう提言されています。本市では、先にご答弁いたしましたとおり、当該提言に「問題解決のための基本姿勢」として掲げられている5項目を基本方針として確立し、取り組んでいます。

次に、「市の見解」についてですが、当該提言を補足や反対意見等も付さずに市ホームページ上で掲載することにより、市としても同じ見解であることを明確にしています。

以上でございます。

「提言」に書かれていることが、そのまま市の考えでもある、ということでは理解しました。そういうことを前提として、質問を続けます。

さきほどの5つの項目が市の「対応基本方針」であり、「施設地域間摩擦対応方針」であるとのことでしたが、「提言」には「施設開設」に向けて、今後と

も地域との軋轢、摩擦の発生が予測できるため、施設間摩擦を未然に防止し、発生したときに的確に対応できるよう「事業実施表明」（これは、身体障害者市民、知的障害者市民、高齢者市民などに関連する施設が新事業を開始されるときの表明の方法のありかたのことですが）を含めて基本方針を検討して「おく必要がある。」と示されています。この「提言」は市の見解であるのですから、提言どおりに実行すべきではないのでしょうか。

3点目に人権施策推進策のひとつである「教育・啓発の強化」はどのように進められてきたのでしょうか。人権啓発の取組みは具体的にどのように行われ、成果を検証してきたのでしょうか。また現在の進捗状況についても説明をお願いします。

1) -③ <答弁>

「教育、啓発の強化」について、ご答弁いたします。

まず、教育に関しては、小・中学校において「ともに学び、ともに育つ教育」を実践しているほか、人権教育の一環として障害理解に関する授業を実施しています。

また、啓発については、PTAの保護者を対象とした学習会「イキイキさわやかに学ぶ会」や市が主催する市民向け人権講座においても、折に触れて障害理解をテーマに取り入れています。

なお、成果については、事後アンケートなどにより検証を行っており、今後の企画に生かしています。

また、進捗状況については、今回の件も踏まえ、まだまだ道半ばであり、今後も地道な取組の継続が必要であると考えています。

以上でございます。

「提言」には「教育・啓発の強化」について、「本事業が発生した地域の住民だけが精神障害のある市民への誤解や偏見をもっているのではなく、箕面市内のいかなる場所であっても起こりうる」とし、「さまざまな人権課題があるのでどの課題もバランスよく」とか「いろいろな考えの市民がいるので偏らず」といっ

た妙な配慮ではなく、まさに箕面市内で発生している事態であり「重点的に取り組むべき教育啓発課題といえる」というふうにあります。現在実施されている学習会や講座は、さまざまな障害や人権をテーマに開催されておりますが、これ以外にも精神障害への理解を育む取り組みが必要です。

4点目の質問です。精神障害者の理解を深めるために「ハートパーク」事業があります。開催当初の頃は大規模に取り組まれ、映画上映やメイプルホールでの展示や物品販売などもあったように記憶しています。この事業の目的や獲得目標、取り組まれた時から現在にいたるまでの実施状況等の変遷について説明をお願いします。

また「ハートパーク」の開催時期に併せて、精神保健福祉ボランティア講座が開催されてきました。これは市・社会福祉法人息吹・池田保健所・精神障害者社会復帰促進協会・市社会福祉協議会らが一緒になって企画されてきました。この講座は連続講座形式で、精神障害者理解のための講座やボランティア養成のための現場研修、今でいうところの就労継続支援B型事業所で作られたお菓子などの物品販売や交流会もありました。参加者は多く、毎年受講生の中から、精神保健福祉ボランティアグループへの参加者が少なからずありました。市と関係機関が一緒に、市民参加で、精神障害者の理解を促進する啓発・交流をかねた企画であったと思いますが、いつの間にか、このボランティア講座も見当たらなくなりましたが、その経緯についても分かる範囲でお答えください。

またこのような取り組みに対する市の評価もお聞かせください。

1) -④

<答弁>

「ハートパーク事業の実施状況等の変遷、及び精神保健福祉ボランティア講座の経緯とこれらの取り組みに対する市の評価」について、ご答弁いたします。

まず、ハートパーク事業については、社会福祉法人息吹に委託している「箕面市精神障害者地域活動支援センター事業」の中の「障害理解のための普及啓発事業」の一環で実施しているものです。平成16年頃に始まり、平成20年には「ハートフルみのお」という啓発事業に統合され、その後も毎年、小学校でのワークシ

ヨップや、学習会などを実施しています。

次に、精神保健福祉ボランティア講座については、池田保健所、箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター、こころの会、社会福祉法人息吹と本市が参加した実行委員会方式で平成23年度まで実施していましたが、その後、講座のあり方などの見直し検討などを経て、終了したと聞いています。

いずれの取り組みも、精神障害者への理解を促進する取組として、その役割を果たしてきたものと捉えています。

以上でございます。

1) ④【再】

ハートパーク事業とハートフルみのおが、創設当時から比べて、(統合も含めて)次第に縮小され、今日に至っていることをどのように評価されていますか。また精神保健ボランティア講座について、どのように評価され、あり方などの見直しに至ったのか、またどのように見直しが行われたのか説明を求めます。障害者理解を促進する取り組みとして役割を果たしてきたと捉えておられますが、そのような取り組みがどうしてなくなったのか、今後の復活も含めて、市の見解を求めます。

1) -④【再質問】

<答弁>

「ハートパーク事業とハートフルみのお、精神保健ボランティア講座」について、ご答弁いたします。

まず、ハートパーク事業とハートフルみのおについては、事業内容が類似していたため統合されたと聞いています。また、事業規模が縮小していることについては、講座やイベントの支え手が減ったことが要因のひとつであると認識していますが、規模は縮小しても、講座を通じて精神障害者への理解促進が図られていると考えています。

次に、精神保健ボランティア講座についてですが、講座の評価については先にご答弁したとおりです。講座のあり方の見直しについては、徐々に受講者が減り、

実行委員会で講座のあり方等を話し合ったが継続実施には至らなかったと聞いています。

なお、講座の終了については、先にご答弁したとおり、実行委員会で話し合った結果であると認識しており、また、今後については、精神障害者の理解促進策としてどのような手法があるのか、関係機関と協力しながら検討していきます。以上でございます。

残念ながら質問に対して、きちんとご答、弁いただけしていません。実施状況についても、どんなメニューがあり、どれくらいの参加があったのかも不明です。具体的な成果があったのに、なぜ終わらせたのでしょうか。実行委員会で話し合ったのなら、議事録があるはずですが。何の記録も残っていないのなら、それは別の意味で大問題です。また当時の実行委員会の団体にはヒアリングされなかったのでしょうか。関係機関との横の関係が築けていないのですか。

「ハートパーク」事業については、現在、萱野北小学校では「提言」のなかで示されている取組みが行われているようですが、なぜ14校あるなかで萱野北小だけなのでしょう。

この項目の案件については、委員会前からお訊ねしていました。時間は十分あったはずなのに、しっかりご答弁いただけなかったのは遺憾です。

2項目目として、2019年からのグループホーム等の設立をめぐる地域住民の対応と、市の取組みについて質問します。

1点目に2004年に、人権施策推進審議会全体会で議論されたときには、問題性の重要性に鑑みて専門的に調査・研究するための「施設コンフリクト部会」を設置されましたが、今回はどのように考えておられるのでしょうか。今回、市内のいくつかの地域でおきているグループホームや施設の、設置や整備に対する「施設と地域との摩擦」について、専門的部署を設置することは検討されているのでしょうか。

2) -①

<答弁>

「専門部署の設置の検討」について、ご答弁いたします。

今回の事案概要については、去る1月17日開催の箕面市人権施策審議会において状況を報告したところです。

専門部会設置については、今後、人権施策審議会の場で検討されるものと考えています。

また、現在、市として関係部局で連携しながら取り組んでおり、専門的部署の設置については検討しておりません。

以上でございます。

2点目に昨年来から、市内の数カ所で障害者グループホームの設置が計画されています。また小野原西には市の（仮称）ワークセンター小野原の整備が進められています。

そのようななか、各地域では、戸惑いや不安の声があがり、なかにはあからさまに反対を表明される方も見受けられます。大変残念なことに、福祉関係に身を置いておられる方も含めて、NOという意思表示をされているという状況であると聞き及んでいます。

2020年2月25日付けで、市と市議会に対して西宿に開設を予定されている障害者グループホームに対して、地域住民の有志から反対する陳情書が提出されました。そこには6つの反対理由が記されていますが、市はこの陳情内容についてどのように考えておられるのでしょうか。市の見解を求めます。

2) -②

<答弁>

「陳情内容に対する市の考え」について、ご答弁いたします。

住民の皆さんの住環境への強い想いは十分理解しており、西宿住宅地区地区計画と建物の用途に関しては、先の尾上議員さんからのご質問にご答弁いたしました

とおり、この申し入れを受けて改めて再確認しているところです

しかしながら、申し入れ事項の一部には、やはり障害者への理解が十分されていないことが背景にあると思われる部分もあり、この点に関しては、引き続き市としても、障害の有無にかかわらず地域で安心して暮らせるまちをめざして理解の促進に努める必要があるものと認識しています。

以上でございます。

3点目に、小野原や西宿地域の住宅街にグループホームを設置することについては、反対意見だけではなく、理解を示されている方がたもいらっしゃるようです。

グループホーム設置に反対されている地域のみなさんの不安を払拭するために、市は「粘り強く丁寧に説明し、理解を求める」と表明いただいておりますが、地域内が分断されないよう配慮しながら、どのような手法をお考えでしょうか。意見交換会を開催しても、反対されている住民の方々は参加されないかもしれません。「啓発と対話を重ねつつ、あらゆる方策で解決を図る」ための手法を、どのような場で、どういう人員体制で検討されるのでしょうか。

丁寧な取り組みを実行しようとするれば、当然、時間や労力がかかりますので、人も予算も必要になってくるとおられます。全市民に対しての「障害者理解の促進や啓発」をさらに拡充し実行するための新年度予算は、どこに計上されているのでしょうか。

また、人権文化部との連携について、現在、どのように進められているのでしょうか。

以上、ご答弁を求めます。

2) -③

<答弁>

「住民への丁寧な説明、理解を求める手法の検討と検討のための体制と予算」について、ご答弁いたします。

まず、「粘り強く丁寧に説明し、理解を求める」手法、検討の場や人員体制につ

いては、障害福祉室と人権施策室の職員が、箕面市障害者市民施策推進協議会や箕面市人権施策審議会等でご意見をいただきながら、検討を進めます。

また、令和2年度における障害者理解の促進と啓発のための予算としては、市立障害者福祉センター「ささゆり園」で実施する「地域で生きる講座」、「みんなで考える障害者福祉啓発講座」「障害者理解のための普及啓発事業」に係る予算を計上しています。

以上でございます。

箕面市障害者市民施策推進協議会では課題が多くあり、1つの案件に充分時間を割けない状態ですし、当事者の委員はいらっしゃいません。体制を整えていただいて、これから検討を進めていかれる、とのことなのでしっかり取り組んでいただきたいのですが、人権施策審議会は、新年度予算は3回文しか計上されていませんし、今年度は結局、2階開催されただけです。また昨年度男女協働参画推進懇話会を解散し、人権施策審議会に統廃合したため、たくさんの課題を協議せねばなりません。そんな状況にあるのに、速やかな検討ができるのでしょうか。部会を増やす等、あらゆる方法を考えて、しっかり検討し、実行に移していただきたいと要望し、次の質問に入ります。

3項目めに、公共施設におけるバリアフリー対策についてお聞きします。

ノーマライゼーションの実現のためにバリアフリー施策、つまり多様な人が社会に参加するうえでの「障壁をなくす」ことが求められています。改正障害者基本法では必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされており、その意味で質問いたします。

1点目に、箕面船場阪大前駅前地区に整備される複合文化施設内の地下駐車施設と3基のEV内および両駅の改札付近に、聴覚障害者に配慮した双方向のモニターの設置（これは聴覚障害者がテレビモニターを通じてコミュニケーションが図れる環境を推進していくことに意義がある、といわれていますが）これはどのように実施設計に反映されているのでしょうか。市は、案内板にモニターを設置す

るよりは、日中は真横の事務所に管理人さんがいるので、直接訊ねることができ
るし、夜間は警備会社スタッフが駆け付ける、との考えを示されています。しか
し、警備スタッフを呼ぶことができない聴覚障害者については、どのような手立
てが必要だとお考えでしょうか？呼んでいることが伝わるような仕掛け（障害者
専用ボタン）を設置するようになっているのでしょうか。ご答弁を求めます。

3) -①

<答弁>

「聴覚障害者に配慮した双方向モニターの設置と夜間時の対応」について、ご答
弁いたします。

まず、地下駐車場においては、出入口付近に管理事務所があり、午前8時から午
後10時の間、事務所で対応できることから、聴覚障害者に配慮した双方向モニ
ター設置の予定はなく、それ以外の時間帯については、現在、聴覚障害者の方と
の意思疎通ができる運営方法や設備対応ほか、警備会社の駆け付け対応やゲート
の遠隔解錠等を検討しているところです。

駅周辺のエレベーターについては、現在、指定管理者等とモニターを設置する方
向で調整しています。

さらに、箕面萱野駅を含め新駅の改札付近には、聴覚障害者に配慮した案内板モ
ニターを設置される予定であり、支援が必要な場合は、駅係員が対応いたします。
以上でございます。

3) ①【再】

地下駐車場の管理体制について、ただいまのご答弁では「警備会社の駆けつけ
対応」とありましたが、この警備会社は施設内に常駐する体制なのでしょうか。
それとも10時以降は無人となり、緊急時には遠隔地から駆け付ける、というこ
とになるのでしょうか。もし遠隔地から駆け付けるという体制であるならば、や
はり双方向でコミュニケーションが取れるモニターが必要であると思います。

警備員が必要な時にすぐに現場に移動できるのかどうかは、先日の障害者市民
施策推進審議会でも質問があった事項であり、市は確認すると答えておられまし

た。再度、明確なご答弁をお願いいたします。

3) -①【再質問】

<答弁>

「警備会社の駆け付け対応が必要な場合、及び案内板モニター」について、ご答弁いたします。

地下駐車場における午後10時から午前8時までの管理体制として、警備員は施設内に常駐しておらず、施設外から駆け付けることとなります。インターホン等により緊急情報を受信してから、警備員が当該施設に到着するまでの時間は、大阪府公安委員会の「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」において25分以内と定められていますが、さらなる短縮に向け検討しているところです。

そのうえで、さきほどもご答弁いたしましたとおり、聴覚障害者の方との意思疎通ができる運営方法や設備対応について、検討しています。

また、新駅の改札付近に設置される案内板モニターは、双方向モニターではなく、大型ディスプレイを使用した乗車案内やイベント情報、マナー啓発等を表示し、災害時には、緊急情報や列車の運行情報などをリアルタイムで一括配信することにより、聴覚障害者にも迅速な情報発信が出来るものです。

以上でございます。

冒頭にも申し上げましたが、公の施設を整備されるのですから、是非生活上の障壁を取り除くものを設置してください。また当事者のみなさんは「コミュニケーションがとれることを求めておられます。困ったときに当たり前に双方向で意思疎通できる設備をお願いいたします。

2点目に、同施設の駐車場のエレベーターホールの傍に車椅子用の昇降スペースは設置される予定でしょうか。車椅子等を利用される高齢者や障害者の安全対策として、是非、必要だと考えますがいかがでしょうか。

また、阪急箕面駅前に障害者専用の昇降スペースを整備する件については、長い間、箕面警察との協議結果を待っている状態となっています。いつまで待てば

よいのでしょうか。このように遅れている要因は何でしょうか。この件の結果はいつ頃わかる予定なのか、ご答弁ください。

3) -②

<答弁>

「障害者用の昇降スペースの設置」について、ご答弁いたします。

まず、複合公共施設の地下駐車場における車椅子乗降スペースについてはエレベーターの最寄りに、車椅子の乗降に必要なスペースも備えた身障者用駐車枠を設けています。この身障者用駐車枠は、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインに基づいた場合、必要台数は3台でしたが、箕面市障害者市民施策推進協議会において、いただいたご意見を基に4台分を確保しています。

次に、「箕面駅前昇降スペース」についてですが、阪急箕面駅ロータリー内の障害者用車両の乗降バースについては、バスやタクシーの停車場所や走行経路、道路交通法で定めた駐停車禁止場所を除いた範囲を対象に、バス事業者、タクシー事業者、箕面警察などの関係者と協議を行っており、これらに時間を要しているもので、結論が出ましたら早々に設置していく予定です。

以上でございます。

エレベーターホール近くに求めている乗降スペースは、駐車場のことではありません。1400席と300席の文化ホール、図書館、生涯学習センターの複合施設に4台の身障者用駐車場しかなく、それで事足りるとお考えでしょうか。杖歩行やベビーカーの方などもエレベーターホール前で乗降できるととても助かるし安全だと思えます。また今回質問はしませんでした。複合文化施設について、車椅子やベビーカーなどを利用する市民のために、エレベーター以外にも一つの移動手段、スロープも整備すべきであると考えます。市は、災害による停電時には10時間分の非常用発電設備があるので万全であるという説明をされていますが、これは施設全部をまかなうとのこと。たとえばエレベーターの故障で動かなくなった場合、3階から2階までは降りることができたとしても、そこからの移動手段を確保していなければ、どのように建物の外に脱出すること

ができるのでしょうか。是非、再度検討していただきますよう、強く要望させていただきます。

3点目に、公共施設についてではありませんが、今議会の代表質問において、質問において、「杓子定規に法や制度を運用するのではなく、要望事項の解決を前提として、知恵を振り絞り、運用で解決できる部分の工夫や、必要なら制度変更も検討し、課題の解決にあたる」というようなご答弁がありました。まさに、行政はそのような姿勢が求められているのであり、市の見解を評価いたします。そこで次の質問をいたします。

支援学校に通う児童が、このたびの新型コロナウイルス対策のために、自由登校となりましたが、あいにく通学用のバスは運行されないという状況になっています。重度障害児のタクシー送迎事業の基準は、「市内在住」、「支援学校に通学」、「代替手段がなく自宅からの送迎を必要とするもの」となっています。「代替手段」をどのように解釈するのか、という問題があるのかもしれませんが、たとえば東部から豊中支援学校にバスで通うというのは、重度の知的障害・発達障害のある小学低学年の子どもにはハードルが高いと思われます。就学の機会と通学の安全を保障するために、重度障害児用タクシーを利用することはできないものでしょうか。

以上、真摯なご答弁をお願いいたします。

3)-③

<答弁>

「支援学校の自由登校での重度障害時タクシー送迎の利用」について、ご答弁いたします。

「箕面市重度障害児等送迎事業」は、自力で通学が困難な重度障害児等に対し、自動車による送迎を実施することにより、就学の機会と通学の安全を保障するために実施している事業で、支援学校の児童生徒については、支援学校が運行する通学バスで通うことが困難な子どもが対象です。

議員ご案内のケースは豊中支援学校ですが、3月23日まで新型コロナウイルス

対応により臨時休業、現在は春休みとなっています。当該校は臨時休業の間、健康相談などの学校行事がない日は、居場所として「一時預かり」の措置をとっていましたが、通学バスの運行はされていません。また、支援学校の一時預かりには行かず放課後等デイサービスを利用されているケースもありますし、箕面支援学校においては一時預かりを実施していません。このように、休校の間の居場所はそれぞれである中、また、市立小学校在籍の児童の学童保育への登室とのバランス、一時預かりを実施している豊中支援学校の通学バスも運行されていない状況等も鑑みると、通学保障を目的としている重度障害児タクシー送迎で対応することは困難であると考えています。

以上でございます。

重度障害児の学校の休業中・休暇中の居場所は多様であるとは思いますが、放課後デイサービスによっては、朝から受け入れられていないところもあると聞いています。育てづらい子どもを1人で育てている場合や、仕事に行かねばならないなど、タクシー利用では、毎日高くて使えないという声も聞いています。今後学校が休校になる事態がないとは言い切れません。支援学校が臨時バスを運行させるよう府に求めるなど、何らかの支援策をご検討いただきますよう要望いたします。

大阪府は、昨日の質疑にもありましたが、今回のコロナ問題における地域課題について、市町村がそれぞれの住民の困りごとをヒアリングし、大阪府に報告するように、とのことでありました。それぞれの市民に寄り添った課題の解決を願うものです。

今日は・・・(すみません。アドリブなので)